

■ 目 的

非常災害に際して、災害のため住居が滅失した被災者は、応急的に避難所に避難することとなります。避難所は、災害直後における混乱時に避難しなければならない被災者を一時的に受け入れるためのものであるため、その期間も短期間に限定される。

そこで、これら住居が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない被災者に対し、応急的な住宅を仮設し、一時的な居住の安定を図るものであることを目的としている。

このガイドラインは、緊急災害時の混乱を想定し、仮設住宅建設に伴う、木材の供給と流通、労働者の供給についてスムーズ且つスピーディに対応すべく、作成したものである。